

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第6号	
事故等名	漁船第五十三龍房丸作業船第三十三東華丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年11月19日02時10分ごろ	
発生場所	宮城県女川港 (北緯38° 26' 28"、東経141° 27' 18")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月9日 仙台・地方事故調査官が海難報告書を入力し、2月9日、13日A船及び2月6日B船各船舶所有者から口述聴取 3月3日B船船舶所有者から船舶検査証書写を入力 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 第五十三龍房丸 65トン	
船舶番号	129707	
船舶所有者	松文漁業株式会社	
船種・船名・総トン数	B 作業船 第三十三東華丸 11トン	
船舶番号	232-16038	
船舶所有者	東華建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 機関長 四級海技士(機関) B なし	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A なし B ブルワーク曲損	
事故等の経過	A船は、金華山沖漁場を発進し宮城県女川港に向かい、女川港に着岸するため岸壁3m手前で後進一杯としたところ、可変ピッチプロペラの翼角変節用電磁弁が後進状態のまま作動しなくなり、平成20年11月19日02時10分ごろ、A船のオッターボードがB船の右舷外板に衝突した。 B船は、女川港岸壁に着岸していた起重機船に無人状態で左舷付けしていたところ、A船が前記のとおり衝突した。 当時、天候は晴れで、風力3の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり A船の可変ピッチプロペラの翼角変節用電磁弁が固着して作動不良となった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が女川港の岸壁に着岸する際、可変ピッチプロペラの翼角変節用電磁弁が固着して後進状態のままとなったため、A船が係留していたB船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	